

投薬の取り扱いについて

令和4年5月13日

国保ニュース 第244号掲載

薬剤の取り扱いは、特に定めるものを除き、予見できる必要最低期間に従ったものでなければならないとされているところです。

1回の処方について、長期の投与がなされる事例が散見されますので、厚生労働省の留意事項通知等をご参照のうえ、処方していただきますようお願いします。

○保険医療機関及び保険医療養担当規則（令和2年3月5日 厚生労働省令 第24号）
第20条（二：投薬）

へ：投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならないこととし、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに1回14日分、30日分又は90日分を限度とする。

平成14年4月以降、薬剤の長期投与制が認められるようになりましたが、長期投与の全てが解禁になったということではありません。投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければなりません。特に30日を超える投与をする場合、病状が安定し、服薬管理が可能である旨を医師が確認でき、病状が変化した際の対応方法などをふくむ服薬指導がなされていることが重要となります。

症状が安定している慢性疾患であれば、薬だけもらえればよいと思われるかもしれませんが、しかし数年間状態が変わらなくても、突然変化することは誰にでも起こり得ます。そのような身体の変化に気づいて、可能な限り早く対処することが重要です。とくに、効きすぎると脳内出血など命に関わる病気を引き起こす抗凝固剤や、効果の変動しやすい血糖降下薬などを、何のチェックもなく漫然と使用し続けるのは非常に危険です。